

重要事項説明書

(指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 らぼら・ぼら)

1. 施設の概要

事業所名	社会福祉法人 フェニックス 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 らぼら・ぼら
開設年月日	平成20年8月1日
所在地	岐阜県各務原市鷺沼各務原町9丁目195番地
連絡先	058-370-2800
管理者	磯村 圭
指定番号	2190500120

2. 目的と運営方針

目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	『Yes, we can! 何でも言ってください。私たちも一緒がんばります。』 を合言葉にご利用者のお力になれるよう心がける

3. 従業者の職種および員数

管理者	1名	看護職員	1名以上
介護支援専門員	1名(兼務)	介護職員	6名以上

4. 入所定員等

定員	29名(通いサービス 18名、宿泊サービス 5名)	
営業日	365日	
営業時間	通い	9:00 ~ 16:00
	宿泊	16:00 ~ 9:00
	訪問	24時間対応します
宿泊室	個室5室(ベッド室3室、和室2室)	
浴室	一般浴室(特養スペース・デイスペース)、要介護者の為の特殊浴室	

5. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス(利用料については別紙参照)

種類	内 容	
内 容	通い	事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します
	宿泊	事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します
	訪問	利用者の自宅に伺い、適切な援助や緊急時の対応を行います
入 浴	・入浴又は清拭を行います ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪・洗体の介助を行います ・重度であっても、身体状況に応じた設備を使用して入浴することができます ・入浴サービスの利用は任意です	

排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います
食事	食事の提供及び食事の介助をします
機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます
相談・援助	常時、利用者若しくはその家族に対し、必要な助言・援助を行います

6. 利用にあたっての留意事項

- ・利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者に必ずお知らせください。
- ・利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ・事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ・従業者に対する贈物等によるお気遣いは一切不要です。

7. 協力医療機関等

内科 他	フェニックス総合クリニック、フェニックス在宅支援クリニック
歯科	ごしま歯科医院

8. ご利用時において起きうる症状変化及び事故について

●当施設では利用者が快適な生活を送れるよう、安全な環境作りを努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の如くの事故等が想像を越えておこりうる可能性がありますので、十分にご理解とご了解の上施設をご利用いただきますようお願い申し上げます。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

これらのことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でご不明な点等ありましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

9. 事故発生時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合や、事故が発生した場合は速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。病態によっては、事後のご報告になることもありますので、ご了解ください。

10. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 磯村 圭

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的にを行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 守秘義務および情報提供に関して

●事業者およびその職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第3者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が失効したのちも継続します。

但し、以下の事項についての情報提供については事業者が業務上必要と認めた場合は、情報の提供を行う場合があります。なお、この場合は利用者またはその身元引受人または署名代行人との契約書を取り交わす時の「同意書」をもって事前に同意を得たものとし、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため

② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

③ 医療機関、福祉事業所、介護支援専門員、介護サービス事業所、自治体（市町村）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため

④ 介護保険事務に係る保険事務委託、審査支払機関へレセプトの提出、支払い機関又は保険者からの照会への回答

⑤ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合

⑥ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス及び会議

⑦ 行政の開催する評議会、サービス担当者会議において必要とする場合

⑧ 外部監査機関への情報提供

⑨ 事故及び集団感染が発生した場合の県及び市区町村への連絡

⑩ 利用者の病状に急変があった場合等の医療機関への連絡及び情報提供等

『 利用料金について 』

施設名：らぼら・ぼら

施行日：令和6年6月1日

サービス：小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

◎保険給付の自己負担額(予防)

基本サービス項目					
		要支援1	要支援2		
1割負担		3,450円/月		6,972円/月	
2割負担		6,900円/月		13,944円/月	
3割負担		10,350円/月		20,916円/月	
加算項目		〈1割負担〉	〈2割負担〉	〈3割負担〉	内容
初期加算		30円/日	60円/日	90円/日	登録日から30日以内、また30日を超える病院又は診療所の入院後再利用開始から30日以内
総合マネジメント体制強化加算	I	1,200円/月	2,400円/月	7,200円/月	心身状況の変化に随時計画書の見直しを行い継続的に管理した場合、地域住民に対する相談体制の確保
	II	800円/月	1,600円/月	4,800円/月	心身状況の変化に随時計画書の見直しを行い継続的に管理した場合
口腔・栄養スクリーニング加算		20円/回	40円/回	60円/回	口腔の健康状態及び栄養状態について確認、ケアマネに情報提供を行った場合、6月に1回限度
生産性向上推進体制加算	I	100円/月	200円/月	300円/月	見守り機器等のテクノロジー(インカム等)を複数導入し1年以内ごとに1回業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合
	II	10円/月	20円/月	30円/月	見守り機器を全ての居室に設置し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合
科学的介護推進体制加算		40円/月	80円/月	120円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報(LIFE)を厚生労働省に提出
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		14.6%	14.6%	14.6%	総単位数(基本サービス費+加算)×14.6%

◎保険給付の自己負担額(介護)

基本サービス項目						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担		10,458円/月	15,370円/月	22,359円/月	24,677円/月	27,209円/月
2割負担		20,916円/月	30,740円/月	44,718円/月	49,354円/月	54,418円/月
3割負担		31,374円/月	46,110円/月	67,077円/月	74,031円/月	81,627円/月
加算項目		1割負担	2割負担	3割負担	内容	
初期加算		30円/日	60円/日	90円/日	登録日から30日以内、また30日を超える病院又は診療所の入院後再利用開始から30日以内	
看護職員配置加算(Ⅲ)		480円/月	960円/月	1,440円/月	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	
総合マネジメント体制強化加算	I	1,200円/月	2,400円/月	3,600円/月	心身状況の変化に随時計画書の見直しを行い継続的に管理した場合、地域住民に対する相談体制の確保	
	II	800円/月	1,600円/月	2,400円/月	心身状況の変化に随時計画書の見直しを行い継続的に管理した場合	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200円/日	400円/日	600円/日	医師が認知症により在宅生活困難と判断し、緊急にサービス調整を行った場合(利用開始から7日間)	
認知症加算	Ⅲ	760円/月	1,520円/月	2,280円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上	
	Ⅳ	460円/月	920円/月	1,380円/月	要介護2に該当し、認知症日常生活自立度Ⅱ	
口腔・栄養スクリーニング加算		20円/回	40円/回	60円/回	口腔の健康状態及び栄養状態について確認、ケアマネに情報提供を行った場合、6月に1回限度	
科学的介護推進体制加算		40円/月	80円/月	120円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の基本的な情報(LIFE)を厚生労働省に提出	
生産性向上推進体制加算	I	100円/月	200円/月	300円/月	見守り機器等のテクノロジー(インカム等)を複数導入し1年以内ごとに1回業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合	
	II	10円/月	20円/月	30円/月	見守り機器を全ての居室に設置し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		14.6%	14.6%	14.6%	総単位数(基本サービス費+加算)×14.6%	

※利用者1人当たりの平均利用回数が週4回を満たない場合は所定単位数の70/100で算定

※上記の単位数に地域別単位数に乘じた金額を負担割合に応じて1割～3割ご負担いただきます。

◎保険給付外の自己負担額 ※消費税込

食費		朝	479円/回	昼	754円/回	夜	600円/回
食事キャンセル料	利用日前日	朝	270円/回	昼	424円/回	夜	325円/回
	当日	朝	479円/回	昼	754円/回	夜	600円/回
その他		宿泊費	2,000円				